省　令

○総務省令第七十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定を実施するため、電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十七日

総務大臣　川端　達夫

電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令

電波法に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（指定較正機関）

第五条　電波法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関として次の者を指定する。

一　一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

住所　東京都品川区八潮五丁目七番二号

二　アジレント・テクノロジー株式会社

住所　東京都八王子市高倉町九番一号

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百八号

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第二十八条第一項及び第三十二条の規定に基づき、児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令

児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　対象児童の父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項の規定による命令（それぞれ当該対象児童の母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けたこと。

第三条の二第二項中「第一条第五号」を「第一条第七号」に改める。

第四条第六号中「第一条の二第一号」を「第一条の二第二号」に、「第一条の三第一号」を「第一条の三第二号」に改め、同条第七号中「第一条の二第四号」を「第一条の二第五号」に、「第一条の三第四号」を「第一条の三第五号」に改める。

様式第一号（表面）中「ヘ拘禁　ト未婚　チその他」を「ヘ保護命令　ト拘禁　チ未婚　リその他」に、「ホ　拘禁の証明書　ヘ　養育費等に関する申告書」を「ホ　保護命令決定書　ヘ　拘禁の証明書　ト　養育費等に関する申告書」に改め、同様式（裏面）注意の13⑹中「(ウ)父又は母が１年以上拘禁されている場合」を「(ウ)父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合、(エ)父又は母が１年以上拘禁されている場合」に改める。

様式第四号（表面）㊁中「ワ」を「ワカヨ」に改め、同様式（裏面）注意の４中ワをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、ヌをルとし、ルの次に次のように加える。

ヲ　母が父の申立てにより保護命令を受けた。

様式第四号（裏面）注意の４中リをヌとし、くからチまでをトからリまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　父が母の申立てにより保護命令を受けた。

様式第四号（裏面）注意の９ く中ニを㊁とし、㊁の次に次のように加える。

(ハ)　新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合

様式第六号（裏面）注意の９中「ワまで」を「ヨまで」に改め、ワをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、ヌをルとし、ルの次に次のように加える。

ヲ　母が父の申立てにより保護命令を受けた。

様式第六号（裏面）注意の９中リをヌとし、くからチまでをトからリまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　父が母の申立てにより保護命令を受けた。

様式第六号（裏面）注意の11中［チ］を［リ］に改め、同（裏面）添付書類の７中「ヘ、リ、ヌ又はル」を「ト、ヌ、ル又はワ」に改め、同添付書類の８中「ワ」を「ヨ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告　示

○総務省告示第二百八十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十七条の二第１項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣が定める基準を次のとおり定めたので、同条第七項の規定に基づき告示する。

平成二十四年七月二十七日

総務大臣　三輪　達夫

平成25年度又は平成26年度における土地の価格に関する修正基準

第１節　通則

一　平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税における地方税法附則第17条の２第１項の規定に基づく土地の価格の修正は、以下に定める方法によって行うものとする。

二　市街化区域農地その他の宅地の価格を評価の基礎として価格を求めることとされている土地について修正を行う場合の価格は、当該土地とその状況が類似する宅地の価格を次節又は第３節によって修正した価格を基礎として求めるものとする。

第２節　平成25年度における宅地の価格の修正

一　平成25年度における宅地の価格の修正の順序

平成25年度における宅地の価格の修正は、次によるものとする。

(1)　宅地の価格の下落状況を把握する。

(2)　固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。以下「評価基準」という。）第１章第３節二(一)２(1)に規定する商業地区、住宅地区、工業地区、観光地区等（これらを必要に応じ、更に繁華街、高度商業地区（Ⅰ、Ⅱ）、普通商業地区、高級住宅地区、普通住宅地区、併用住宅地区、大工場地区、中小工場地区、家内工業地区等に区分した場合には、当該区分した後の地区）（以下「用途地区」という。）等を基本に宅地を区分し、その区分ごとに修正率を適用する。

(3)　平成24年度において価格の修正を行った宅地について所要の調整を行う。

二　宅地の価格の下落状況の把握

宅地の価格について、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、平成23年１月１日から平成24年７月１日までの下落状況を把握するものとする。

三　宅地の区分及び修正率の適用

宅地の区分及び修正率の適用は、評価基準第１章第３節二(一)に規定する市街地宅地評価法により評点数を付設する地域及び評価基準第１章第３節二(二)に規定するその他の宅地評価法により評点数を付設する地域の区分に応じ、次によるものとする。

(一)　評価基準第１章第３節二(一)に基づき市街地宅地評価法により評点数を付設する地域

(1)　用途地区を基本とするが、市町村長は、用途地区内の宅地の価格の下落状況に幅があり、用途地区ごとに修正率を適用することが不適当であると認める場合には、用途地区を更に区分することができる。

(2)　(1)の区分ごとに、評価基準第１章第３節一から三まで及び第12節一によって求めた価格に、市町村長が本節二によって把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

(二)　評価基準第１章第３節二(二)に基づきその他の宅地評価法により評点数を付設する地域

(1)　評価基準第１章第３節二(二)２に規定する状況類似地区（以下「状況類似地区」という。）を基本とするが、市町村長は、状況類似地区内の宅地の価格の下落状況に幅があり、状況類似地区ごとに修正率を適用することが不適当であると認める場合には、状況類似地区を更に区分することができる。

(2)　(1)の区分ごとに、評価基準第１章第３節一から三まで及び第12節一によって求めた価格に、市町村長が本節二によって把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。